

伊長寿第 3 8 9 号
令和 7 年 8 月 1 2 日

各指定居宅介護支援事業所の開設者
各指定介護予防支援事業所の開設者
各指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の開設者
各指定第 1 号事業（相当サービス）所の開設者

様
伊万里市長寿社会課長 力武 益美
（公 印 省 略）

令和 7 年度介護サービス事業者に係る集団指導の実施について（通知）

日頃より介護保険行政の推進について、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
標記の件について、行政手続法第 3 6 条に基づき、下記のとおり令和 7 年度の集団指導を実施することとしましたので、ご確認のうえ受講をお願いします。
なお、資料につきましては、後日、市ホームページに掲載していく予定としておりますので、事前に印刷のうえお持ちください（資料の掲載日については決まり次第お知らせします。）。

記

- 1 開 催 日 令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）
2 場 所 ・ 時 間

（1）伊万里市役所 大会議室（本館 4 階）

	時 間 帯	サ ー ビ ス
1	13:15～14:15	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
2	14:30～15:30	地域密着型通所介護、第 1 号事業（通所介護相当サービス、通所型サービス A）
3	15:45～16:45	居宅介護支援、介護予防支援

（2）伊万里市役所 第 3 会議室（本館 3 階）

	時 間 帯	サ ー ビ ス
1	13:15～14:15	（介護予防）認知症対応型通所介護
2	14:30～15:30	（介護予防）小規模多機能型居宅介護
3	15:45～16:45	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（3）伊万里市役所 第 8 会議室（別館 1 階）

	時 間 帯	サ ー ビ ス
1	10:30～11:30	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	13:15～14:15	第 1 号事業（訪問介護相当サービス）

※開始 1 0 分前から受付を行います（各サービス共通）

3 対 象 者

- (1) 伊万里・有田地区の指定居宅介護支援事業所の管理者等
- (2) 伊万里・有田地区の指定介護予防支援事業所の管理者等
- (3) 伊万里・有田地区の指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の管理者等
- (4) 伊万里・有田地区の指定第1号事業（相当サービス）所の管理者等

※会場の都合上、出席者は各事業所1名とさせていただきます。

4 指 導 内 容

介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容等

5 そ の 他

- (1) 当日は、伊万里市ホームページ掲載の集団指導資料を印刷の上ご持参ください。
- (2) 当日は、事前に必要事項を入力し印刷した「出席票」を、受付に提出してください。
- (3) 集団指導への参加がない場合は、集団指導を受講していないものとして、優先的に運営指導を実施する場合があります。
- (4) やむを得ず当日出席できない場合はご相談ください。
- (5) 指導内容への質問については後日まとめて回答しますので、質問票に記入し、電子メール、郵送又はFAXにて提出してください。

6 掲 載 場 所

【伊万里市のトップページ＞組織から探す＞健康福祉部・長寿社会課＞介護事業者の方へ＞令和7年度介護サービス事業者に係る集団指導の実施について】

（※現在、資料の準備中です。）

<問合先>

伊万里市長寿社会課 介護給付係

〔居宅介護支援〕 白壁

〔地域密着型〕 松尾

〔総合事業〕 前田

TEL：0955-23-2154

FAX：0955-22-7844

Email:kaigo-kyufu@city.imari.lg.jp